

Q.4 稚内市の財政は健全なの？

財政健全化法に基づく判断では、稚内市の財政状況は健全であると言えます。財政健全化法とは、地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐための法律です。健全化判断比率により財政状況を把握し、悪化した地方公共団体に対して、早期に健全化を図るよう促しています。

これらの指標には「早期健全化基準」及び「財政再生基準」があり、この基準を超えると、「財政健全化計画」または「財政再生計画」を策定し、健全な財政運営を目指すこととなります。

また、このほかに公営企業の経営健全化基準として「資金不足比率」があります。

この法律により算定された令和元年度決算に基づく稚内市の健全化判断比率と資金不足比率は右のとおりです。

いずれも早期健全化基準(黄信号)には達していません。

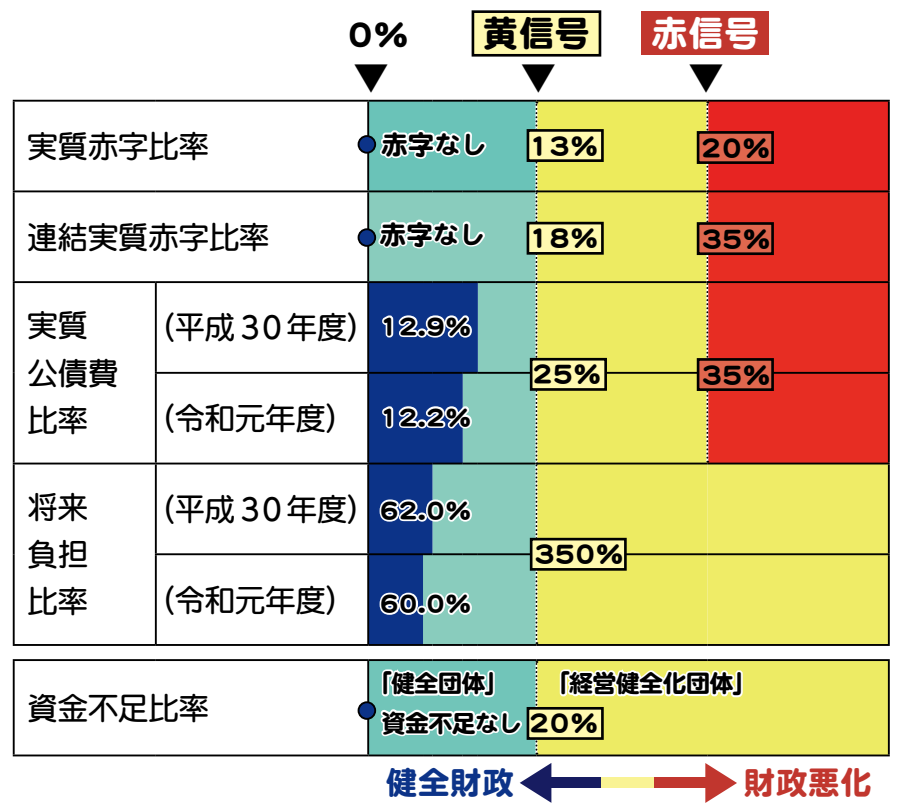


このように、様々な指標を用いて自治体の財政状況を判断することができます。

稚内市の財政は健全な範囲と言えるんだね！



稚内市健全化判断比率 (■が稚内市の状況)



経常収支比率

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
稚内市	93.1%	94.4%	94.4%
北海道の他市平均	94.2%	94.7%	95.3%

経常収支比率とは、家計に例えると、毎月決まった支払いである住居費、食費、被服費、ローン返済金などの費用の毎月の給料に占める割合を示したものです。

この比率が高いほど、自由に使えるお金の割合が少なくなることを意味します。

令和元年度の経常収支比率は、前年度と同数値となっています。

用語解説

健全化判断比率……実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つからなる財政状況を判断する比率です。

実質赤字比率……稚内市の場合、一般会計の赤字割合を示す比率です。

連結実質赤字比率……公営企業を含む全会計を含めた赤字割合を示す比率です。

実質公債費比率……借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる経費の大きさを示す比率です。

将来負担比率……借入金のほか、退職手当など、市が将来支払う可能性のある負担額を示す比率です。

資金不足比率……公営企業の資金不足額を基に経営状況を示す比率です。

「稚内市の財政状況」などの各種資料はホームページでご覧になれます！！

今回の財政特集号には掲載されていない詳細な財政状況について市ホームページで確認することができます。

<https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/>

問い合わせ

市財務課財政グループ ☎ 23 - 6390
zaimu@city.wakkanai.lg.jp

ぜひご覧ください

